

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月5日横浜市条例第30号）に基づき、横浜市敬老特別乗車証条例施行規則（平成15年9月5日横浜市規則第86号）が制定され、同規則第2条において敬老特別乗車証の通用区間が定められています。

このたび、これまで敬老特別乗車証における一般乗合旅客自動車の利用にあたっては、乗降車する停留所のいずれかが市内であることとしていましたが、市内と市外を跨る系統における利用可否の変更を行うため、規則第2条を改めます。

2 改正案の概要

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第2条第4号及び第5号に規定している一般乗合旅客自動車の通用区間について、「（横浜市外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。）」の記載を削除し、市内と市外を跨る系統において、市外から市外の乗車であっても敬老特別乗車証の利用を可能とします。これについては、市境付近における敬老特別乗車証の利用の可否をわかりやすくし、利便性を高めることで、制度目的である外出支援及び社会参加の促進につなげることを目的とします。

3 施行予定日

令和5年10月1日